

20220413【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 109：警戒レベルの変更）（4月12日発表）

【ポイント】

●4月12日、フィリピン政府は、4月16日から4月30日までのそれぞれの地域の警戒レベルを発表しました。

【本文】

1 4月12日、フィリピン政府は、4月16日から4月30日までのそれぞれの地域のCOVID-19対応のための警戒レベルを以下のとおり変更することを発表しました。

(1)「警戒レベル2」を課す地域

【ルソン地方】

- ・ コルディエラ行政地域（CAR）：ベンゲット州、イフガオ州
- ・ 地域2（カガヤンバレー地域）：ヌエヴァ・ヴィスカヤ州
- ・ 地域4A（カラバルソン地域）：ケソン州
- ・ 地域4B（ミマロパ地域）：オクシデンタル・ミンドロ州、パラワン州
- ・ 地域5（ピコル地域）：北カマリネス州、南カマリネス州、マスバテ州、ソルソゴン州

【ビサヤ地方】

- ・ 地域6（西ビサヤ地域）：アンティーケ州、西ネグロス州、イロイロ州
- ・ 地域7（中部ビサヤ地域）：ボホール州、セブ州、東ネグロス州
- ・ 地域8（東ビサヤ地域）：レイテ州、北サマール州、サマール州（西サマール州）

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域9（サンボアンガ半島地域）：イサベラ市、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州
- ・ 地域10（北ミンダナオ地域）：北ラナオ州、西ミサミス州
- ・ 地域11（ダバオ地域）：北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州、西ダバオ州
- ・ 地域12（ソクサージェン地域）：ジェネラル・サントス市、クタバト州（北クタバト）、サラングニ州、スルタン・クダラット州、南クタバト州
- ・ 地域13（カラガ地域）：北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州
- ・ バンサモロ自治地域（BARMM）：バシラン州、クタバト市、南ラナオ州、マギンダナオ州、スルー州、タウィタウィ州

(2) 「警戒レベル 1」を課す地域

【ルソン地方】

- ・ マニラ首都圏 (NCR)
- ・ コルディリエラ行政地域 (CAR) : アブラ州、アパヤオ州、バギオ市、マウンテン州、カリंगा州
- ・ 地域 1 (イロコス地域) : ダグパン市、北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニョン州、パンガシナン州
- ・ 地域 2 (カガヤンバレー地域) : バタネス州、カガヤン州、サンティアゴ市、イザベラ州、キリノ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州アリタオ市
- ・ 地域 3 (中部ルソン地域) : アンヘレス市、アウロラ州、バターン州、ブラカン州、ヌエヴァ・エジハ州、オロンガポ市、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州
- ・ 地域 4A (カラバルソン地域) : バタンガス州、カビテ州、ラグナ州、ルセナ市、リサール州
- ・ 地域 4B (ミマロパ地域) : マリンドゥク州、プエルト・プリンセサ市、ロンブロン州、オリエンタル・ミンドロ州
- ・ 地域 5 (ビコル地域) : カタンドゥアネス州、ナガ市、アルバイ州、北カマリネス州バスト市

【ビサヤ地方】

- ・ 地域 6 (西ビサヤ地域) : アクラン州、バコロド市、カピズ州、ギマラス州、イロイロ市、アンティーケ州アニニー町、イロイロ州ニュールセナ町、イロイロ州タブンガン町、西ネグロス州ビクトリアス市
- ・ 地域 7 (中部ビサヤ地域) : セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、シキホール州、ボホール州セビラ町
- ・ 地域 8 (東ビサヤ地域) : ビリラン州、東サマール州、オルモック市、南レイテ州、タクロバン市

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域 9 (サンボアンガ半島地域) : サンボアンガ市
- ・ 地域 10 (北ミンダナオ地域) : カガヤン・デ・オロ市、カミギン州、ブキドノン州、東ミサミス州、イリガン市、西ミサミス州サパンダラガ市
- ・ 地域 11 (ダバオ地域) : ダバオ市
- ・ 地域 12 (ソクサージェン地域) : 南コタバト州タンタンガン市
- ・ 地域 13 (カラガ地域) : ブトゥアン市、南スリガオ州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF) (決議第 166-A 号:警戒レベルの変更)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/04apr/20220412-IATF-RESO-166-A-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

+++++

○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

(問い合わせ窓口)

- 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html